第十六条の次に次の二条を加える。

（特定審査請求手続の計画的遂行）

第十六条の二　審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜（そう）しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第十三条の三、第十四条の三並びに第十五条第一項及び第四項に定める審査請求の手続（以下この条において「特定審査請求手続」という。）を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2　審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた者が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3　審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、特定審査請求手続の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者に通知するものとする。

（審査請求人等による文書その他の物件の閲覧等）

第十六条の三　審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者は、決定があるまでの間、審査官に対し、第十四条の三第一項若しくは第二項又は第十五条第一項の規定により提出された文書その他の物件の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2　審査官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る文書その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　審査官は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4　第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5　審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第十七条の二第三項中「第六十九条第二項」の下に「の規定に該当する場合において、労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項」を加える。

第十八条中「ときは」の下に「、遅滞なく」を加える。

第二十二条の二の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「基づいて、審査官がした処分」を「基づく処分又はその不作為」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

3　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三十八条第一項中「六十日以内にしなければならない」を「二月を経過したときは、することができない」に改める。

第四十条中「を受理したときは」を「がされたときは、第五十条において読み替えて準用する第十条又は第十一条第二項の規定により当該再審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第四十一条に次の二項を加える。

3　再審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4　前項の代理人は、各自、第一項の規定により当該再審査請求に参加する者のために、当該再審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、再審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

第四十五条に次の三項を加える。

3　第一項の規定による意見の陳述（以下この条において「意見陳述」という。）は、審査会が全ての当事者を招集してさせるものとする。

4　意見陳述において、審査長は、当事者若しくはその代理人又は第三十六条の規定により指名された者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5　意見陳述に際し、当事者（原処分をした行政庁を除く。）及びその代理人は、審査長の許可を得て、再審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を発することができる。

第四十六条第一項第二号中「対して」を「対し、相当の期間を定めて、」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

3　第十六条の三第一項後段及び第三項の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

第四十九条第三項中「第六十九条第二項」の下に「の規定に該当する場合において、労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項」を加える。

第五十条中「第九条の二、第十一条、第十四条、第十四条の二、第十七条」を「第七条の二、第九条の二から第十一条まで、第十三条の二、第十四条から第十四条の三まで、第十六条の二から第十七条まで」に改め、「これらの規定」の下に「（第二十二条の二を除く。）」を加え、「、第十七条中「審査請求人」とあるのは「当事者」と、第二十条第四項及び第二十一条中「第十三条第一項」とあるのは「第四十条」と、第二十条及び第二十二条中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」と」を「読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に」に改め、同条に次の表を加える。

第七条の二	厚生労働大臣	審査会
	都道府県労働局	厚生労働省
	審査請求人	再審査請求人
第九条の二第二項及び第十一条第二項	審査請求人	再審査請求人
第十三条の二	審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた	当事者及び第三十六条の規定により指名された
第十四条第四項	審査請求人	再審査請求人
第十四条の三第一項	審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者（原処分をした行政庁を除く。）	当事者（原処分をした行政庁を除く。）又は第三十六条の規定により指名された者
第十六条の二の見出し	特定審査請求手続	特定再審査請求手続
第十六条の二第一項	第十三条の三、第十四条の三並びに第十五条第一項及び第四項	第四十五条、第四十六条第一項及び第四項並びに第五十条において準用する第十四条の三
	特定審査請求手続	特定再審査請求手続